

議案第52号

木津川市水道事業給水条例の一部改正について

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置の工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（工事の施行）</p> <p>第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）で給水申請者が選定したものが施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（工事の施行）</p> <p>第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）で給水申請者が選定したものが施行する。</p>
2 前項の規定により、 <u>指定給水装置工</u>	2 前項の規定により、 <u>指定給水装置工</u>

<p><u>事業者等</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3～4 (略) (給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メータ一までの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p><u>事業者等</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3～4 (略) (給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メータ一までの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
--	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。